

役員旅費規程

平成 17 年 8 月 29 日 改正 平成 18 年 3 月 14 日
改正 平成 18 年 1 月 26 日 改正 平成 22 年 12 月 20 日

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人伸康会に関する役員等が伸康会の業務に携わったときに支給する旅費を定めたものである。

(旅費の区分)

第 2 条 旅費の区分は次のとおりとする。

- ① 交通費（実費相当額）
- ② 日当
- ③ 宿泊費

(旅費の額)

第 3 条 役員会・評議員会等に出席した理事・監事・評議員に対して、旅費を支給することができる。

2 旅費の額は、次のとおりとする。

	県 内			県 外		
	交通費	日当 (1日につき)	宿泊費 (1日につき)	交通費	日当 (1日につき)	宿泊費 (1日につき)
理事・監事	実 費	10,000	13,000	実 費	15,000	15,000
評 議 員		5,000	10,000		10,000	15,000

業務上必要とする場合は、航空機及び自家用車を使用することができる。この場合の運賃は実費とする。

ただし、自家用車使用の場合、次の計算式で算出するものとする。

(走行キロ数÷9)×ガソリン単価(実勢価格)＝交通費

燃費は走行キロ・車種等で異なるため、1ℓ＝9kmで計算するものとする。

3 伸康会の職員が役員または評議員である場合は、原則としてこれに該当しないものとする。

附 則 この規程は、平成 22 年 12 月 20 日より施行する。